

平成22年5月11日
消費者庁

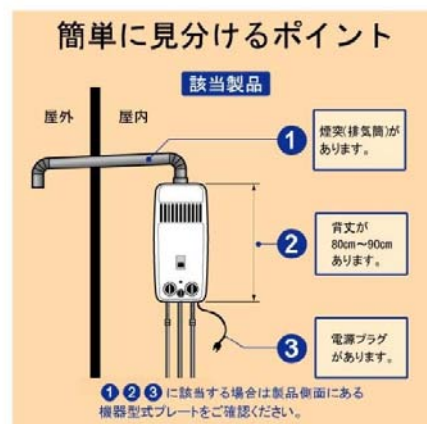
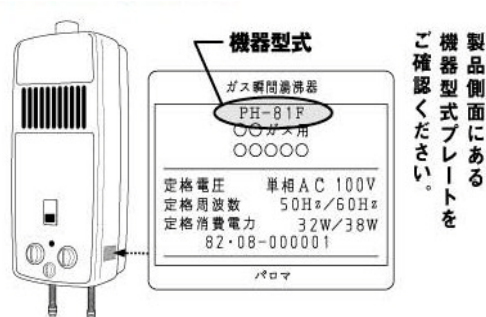
パロマ工業株式会社製湯沸器に関する注意喚起について

パロマ工業株式会社製の湯沸器の使用に伴って、平成17年までに28件の一酸化炭素中毒が発生したことが平成18年に判明し、その後、同社では、原因となった製品をお持ちの消費者に対して、同社へ連絡するよう呼び掛け、対象製品の点検・回収を実施しています。この結果、現在も、対象製品が見つかっております。

消費者庁としては、事故の再発を防ぐために、未点検の対象製品をお持ちの消費者の皆様に対して、直ちに使用を中止し、速やかに株式会社パロマ（問い合わせ窓口 0120-314-552）に連絡をしていただくよう、お知らせします。

同社の対象製品7機種（半密閉式ガス瞬間湯沸器、昭和55年4月から平成元年7月までに製造）の型式は次のとおりです。

PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F、PH-161F



(株式会社パロマ ホームページより抜粋)

詳しくは、下記リンクより、同社ホームページをご覧ください。

http://www.paloma.co.jp/important/info_safety/2006/200607.html

なお、パロマ工業株式会社製に限らず、屋内に設置されているガス瞬間湯沸器を使用する際には、必ず換気を行うか、換気扇が動作していることを確認したうえで、使用してください。

【本発表資料のお問い合わせ先】

消費者庁 消費者安全課

村上、小林、服部

電話 : 03-3507-9201